総社市告示第88号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱(平成28年総社市告示第131号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後		改 正 前		
	4条・第5条関係) 事業サービス費用額(費用単位数,単価)			4条・第5条関係) 事業サービス費用額(費用単位数,単価)	
サービス名	費用単位数	1 単位当	サービス名	費用単位数	1 単位当
		たりの単			たりの単
		価(円)			価(円)
旧介護予防	1 訪問型サービス費 I <u>1,172 単位</u> (1 月につ	10.0	旧介護予防		10.0
訪問サービ	(き)		訪問サービ		
Z	2 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位(1月につ		ス	2 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位(1月につ	
	<i>(a)</i>			(a)	
	3 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位(1月につ			3 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位(1月につ	
	<i>(a)</i>			<i>(a)</i>	
	注 1 利用者に対して、旧介護予防訪問サー			注1 利用者に対して、旧介護予防訪問サー	
	ビス事業所(総社市旧介護予防訪問サー			ビス事業所(総社市旧介護予防訪問サー	
	ビスの事業の人員、設備及び運営に関す			ビスの事業の人員、設備及び運営に関す	
	る基準等を定める規則(以下「旧介護予			る基準等を定める規則(以下「旧介護予	
	防訪問規則」という。)第4条第1項に			防訪問規則」という。)第4条第1項に	
	規定する旧訪問サービス事業所をいう。			規定する旧訪問サービス事業所をいう。	
	以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規			以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規	
	定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)			定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)	

改正後	改 正 前
が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介	が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介
護(旧介護予防訪問規則第3条に規定す	護(旧介護予防訪問規則第3条に規定す
る旧訪問サービスの事業をいう。以下同	る旧訪問サービスの事業をいう。以下同
じ。)を行った場合に、次に掲げる区分	じ。)を行った場合に、次に掲げる区分
に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
(1) 訪問型サービス費 I 介護予防サービ	(1) 訪問型サービス費 I 介護予防サービ
ス計画(法第8条の2第16項に規定す	ス計画(法第8条の2第16項に規定す
る介護予防サービス計画をいい, 施行規	る介護予防サービス計画をいい, 施行規
則第83条の9第1号ハ及びニに規定す	則第83条の9第1号ハ及びニに規定す
る計画を含む。以下同じ。)において1	る計画を含む。以下同じ。)において 1
週に 1 回程度の旧介護予防訪問サービ	週に 1 回程度の旧介護予防訪問サービ
ス事業訪問介護が必要とされた者	ス事業訪問介護が必要とされた者
(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービ	(2) 訪問型サービス費 Ⅱ 介護予防サービ
ス計画において 1 週に 2 回程度の旧介	ス計画において 1 週に 2 回程度の旧介
護予防訪問サービス事業訪問介護が必	護予防訪問サービス事業訪問介護が必
要とされた者	要とされた者
(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービ	(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービ
ス計画において(2)に掲げる回数の程	ス計画において (2) に掲げる回数の程
度を超える旧介護予防訪問サービス事	度を超える旧介護予防訪問サービス事
業訪問介護が必要とされた者(その要支	業訪問介護が必要とされた者(その要支
援状態区分が要介護認定等に係る介護	援状態区分が要介護認定等に係る介護
認定審査会による審査及び判定の基準	認定審査会による審査及び判定の基準
等に関する省令(平成 11 年厚生省令第	等に関する省令(平成 11 年厚生省令第
58 号)第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区	58 号)第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区
分である者)	分である者)
	<u>2</u> 指定居宅サービスに要する費用の額の
	算定に関する基準等の一部を改正する告
	示(平成 30 年厚生労働省告示第 78 号)
	第 33 条の規定による改正前の厚生労働
	大臣が定める基準に適合する利用者等
	<u>(平成 27 年厚生労働省告示第 94 号。以</u>
	下「旧利用者告示」という。)第74号の
	規定により準用する同告示第2号の規定

	T
改正後	改 正 前
	に該当するサービス提供責任者(旧介護
	予防訪問規則第4条第2項に規定するサ
	ービス提供責任者をいう。以下同じ。)
	を配置している旧介護予防訪問サービス
	事業所において、旧介護予防訪問サービ
	ス事業訪問介護を行った場合は、所定単
	位数の 100 分の 70 に相当する単位数を
	算定する <u>。</u>
<u>2</u> 旧介護予防訪問サービス事業所の所在	3 旧介護予防訪問サービス事業所の所在
する建物と同一の敷地内若しくは隣接す	する建物と同一の敷地内若しくは隣接す
る敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問	る敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問
サービス事業所と同一建物に居住する利	サービス事業所と同一建物に居住する利
用者又は旧介護予防訪問サービス事業所	用者又は旧介護予防訪問サービス事業所
における1月当たりの利用者が同一の建	における1月当たりの利用者が同一の建
物に 20 人以上居住する建物の利用者に	物に 20 人以上居住する建物の利用者に
対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問	対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問
介護を行った場合は,所定単位数の 100	介護を行った場合は,所定単位数の 100
分の90に相当する単位数を算定する。	分の90に相当する単位数を算定する。
<u>3</u> 指定居宅サービスに要する費用の額の	<u>4</u> 指定居宅サービスに要する費用の額の
算定に関する基準等の一部を改正する告	算定に関する基準等の一部を改正する告
示(平成 30 年厚生労働省告示第 78 号)	示(平成 30 年厚生労働省告示第 78 号)
第 31 条の規定による改正前の厚生労働	第 31 条の規定による改正前の厚生労働
大臣が定める地域 (平成 24 年厚生労働省	大臣が定める地域 (平成 24 年厚生労働省
告示第 120 号。以下「旧地域告示」とい	告示第 120 号。以下「旧地域告示」とい
う。)に規定する地域に所在する旧介護	う。)に規定する地域に所在する旧介護
予防訪問サービス事業所(その一部とし	予防訪問サービス事業所(その一部とし
て使用される事務所が当該地域に所在し	て使用される事務所が当該地域に所在し
ない場合は、当該事務所を除く。)又は	ない場合は、当該事務所を除く。)又は
その一部として使用される事務所の訪問	その一部として使用される事務所の訪問
介護員等が旧介護予防訪問サービス事業	介護員等が旧介護予防訪問サービス事業
訪問介護を行った場合は、特別地域旧介	訪問介護を行った場合は、特別地域旧介
護予防訪問サービス事業訪問介護加算と	護予防訪問サービス事業訪問介護加算と
して,1月につき所定単位数の100分の	して,1月につき所定単位数の100分の

改	正	後
饮	止	侈

15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 4 指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の一部を改正する告 示第 29 条の規定による改正前の厚生労 働大臣が定める中山間地域等の地域(平 成21年厚生労働省告示第83号。以下「旧 中山間地域告示」という。) 第1号の規 定に該当する地域に所在し、かつ、指定 居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準等の一部を改正する告示第 35 条の規定による改正前の厚生労働大 臣が定める施設基準(平成27年厚生労働 省告示第96号)第68号に規定する基準 に適合する旧介護予防訪問サービス事業 所(その一部として使用される事務所が 当該地域に所在しない場合は、当該事務 所を除く。) 又はその一部として使用さ れる事務所の訪問介護員等が旧介護予防 訪問サービス事業訪問介護を行った場合 は、1月につき所定単位数の100分の10 に相当する単位数を所定単位数に加算す る。この場合において、同基準第68号中 「指定介護予防訪問介護事業所」とある のは「旧介護予防訪問サービス事業所」 と読み替えるものとする。
- 5 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問 介護員等が、旧中山間地域告示第2号の 規定に該当する地域に居住している利用 者に対して、通常の事業の実施地域(旧 介護予防訪問規則第9条に規定する通常

改 正 前

- 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の一部を改正する告 示(平成30年厚生労働省告示第78号) 第29条の規定による改正前の厚生労働 大臣が定める中山間地域等の地域(平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「旧 中山間地域告示」という。) 第1号の規 定に該当する地域に所在し、かつ、指定 居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準等の一部を改正する告示(平 成30年厚生労働省告示第78号)第35条 の規定による改正前の厚生労働大臣が定 める施設基準(平成27年厚生労働省告示 第96号)第68号に規定する基準に適合 する旧介護予防訪問サービス事業所(そ の一部として使用される事務所が当該地 域に所在しない場合は、当該事務所を除 く。) 又はその一部として使用される事 務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サ ービス事業訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相 当する単位数を所定単位数に加算する。 この場合において、同基準第68号中「指 定介護予防訪問介護事業所」とあるのは 「旧介護予防訪問サービス事業所」と読 み替えるものとする。
- 6 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問 介護員等が、旧中山間地域告示第2号の 規定に該当する地域に居住している利用 者に対して、通常の事業の実施地域(旧 介護予防訪問規則第9条に規定する通常

- の事業の実施地域をいう。)を越えて、 旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を 行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位 数に加算する。
- 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活 介護又は介護予防小規模多機能型居宅介 護若しくは介護予防認知症対応型共同生 活介護を受けている間は,訪問型サービ ス費は算定しない。
- 7 利用者が一の旧介護予防訪問サービス 事業所において旧介護予防訪問サービス 事業訪問介護を受けている間は、当該旧 介護予防訪問サービス事業所以外の旧介 護予防訪問サービス事業所が旧介護予防 訪問サービス事業訪問介護を行った場合 に、訪問型サービス費は算定しない。
- 8 生活援助従事者研修の修了者(施行規 則第22条の23第1項に規定する生活援 助従事者研修課程を修了した者)が身体 介護に従事した場合は、当該月において 1から3までは算定しない。
- 4 初回加算 200 単位
- 注 旧介護予防訪問サービス事業所において,新規に旧介護予防訪問サービス計画(旧介護予防訪問規則第40条第1項第2号に規定する旧介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して,指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第33条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「旧利

改 正 前

- の事業の実施地域をいう。)を越えて、 旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を 行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位 数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活 介護又は介護予防小規模多機能型居宅介 護若しくは介護予防認知症対応型共同生 活介護を受けている間は,訪問型サービ ス費は算定しない。
- 8 利用者が一の旧介護予防訪問サービス 事業所において旧介護予防訪問サービス 事業訪問介護を受けている間は、当該旧 介護予防訪問サービス事業所以外の旧介 護予防訪問サービス事業所が旧介護予防 訪問サービス事業訪問介護を行った場合 に、訪問型サービス費は算定しない。
- 9 生活援助従事者研修の修了者(施行規 則第22条の23第1項に規定する生活援 助従事者研修課程を修了した者)が身体 介護に従事した場合は,当該月において 1から3までは算定しない。
- 4 初回加算 200 単位
- 注 旧介護予防訪問サービス事業所において,新規に旧介護予防訪問サービス計画(旧介護予防訪問規則第40条第1項第2号に規定する旧介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して,サービス提供責任者が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業所のその他の旧介護予防訪問サービス事業所のその他の

用者告示」という。)第74号の規定により 準用する同告示第2号の規定に該当するサ ービス提供責任者(旧介護予防訪問規則第 4条第2項に規定するサービス提供責任者 をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回 の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を 行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合又は当該旧 介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を 加算する。

略

6 介護職員処遇改善加算

注 指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準等の一部を改正する告示第 34 条の規定による改正前の厚生労働大臣 が定める基準(平成27年厚生労働省告示第 95 号。以下「旧基準告示」という。) 第100 号の規定により準用する同告示第4号の基 準(この場合において,同号中「指定訪問 介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問 サービス事業所」と読み替えるものとす る。) に適合している介護職員の賃金の改 善等を実施しているものとして市長に届け 出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利 用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業 訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、令和3年3月31日までの 間((4)及び(5)については、別に厚生

改 正 前

訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護 予防訪問サービス事業訪問介護を行った日 の属する月に旧介護予防訪問サービス事業 訪問介護を行った際にサービス提供責任者 が同行した場合は、1月につき所定単位数 を加算する。

聪

6 介護職員処遇改善加算

注 指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準等の一部を改正する告示 (平成30年厚生労働省告示第78号)第34 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定 める基準(平成27年厚生労働省告示第95 号。以下「旧基準告示」という。) 第100号 の規定により準用する同告示第4号の基準 (この場合において、同号中「指定訪問介 護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サ ービス事業所」と読み替えるものとする。) に適合している介護職員の賃金の改善等を 実施しているものとして市長に届け出た旧 介護予防訪問サービス事業所が、利用者に 対し, 旧介護予防訪問サービス事業訪問介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分 に従い、平成33年3月31日までの間((4)

改 正 後 労働大臣が定める期日までの間),次に掲 2	改 正 前
労働大臣が定める期日までの間)、次に掲	
げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数(2) 介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数(3) 介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当	及び(5)については、別に厚生労働大臣が 定める期日までの間)、次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定 しない。 (1)介護職員処遇改善加算(I) 1から5 までにより算定した単位数の1000分の 137に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) 1から5 までにより算定した単位数の1000分の 100に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(IV) (3)に まり算定した単位数の100分の90に相当 する単位数 (4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)に より算定した単位数の100分の90に相当 する単位数 (5)介護職員処遇改善加算(V) (3)に より算定した単位数の100分の80に相当 する単位数

に従い、令和3年3月31日までの間、次に 掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいでれのか加速を算定し でいる場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から5までにより算定した単位数の1000 分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(III) 1 から5までにより算定した単位数の1000 分の4とに相当する単位数 (1) 事業対象名。要支援1 1,665単位(1月 (たつき) (2) 要支援2 3,393単位(1月につき) 注1 旧介護予防通所サービス事業所(総社 市田内護予防通所サービス事業所(総社 市田内護予防通所サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定め る規則(以下「旧介護予防通所規則」と いう。)第4条第1項に規定する旧通所 サービス事業所をいう。以下同し。)に おいて、旧介護予防通所サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定め る規則(以下「旧介護予防通所規則」と いう。)第4条第1項に規定する旧通所 サービス事業所をいう。以下同し。)に おいて、旧介護予防通所規則と いう。)第4条第1項に規定する旧通所 サービス事業所をいう。以下同し。)に おいて、旧介護予防通所規則を において、旧介護予防通所規則を の条定は同する基準等の一部を改しまする 情所介護(旧介護予防通所サービスの事業をいう。以 下同に。)を行った場合に、それぞ礼所 定単位数を算定する。ただし、利用者の 数又は看護職員者しくは介護職員の員数 が、指定居宅サービスに要する費用の額 の算定に関する基準等の一部を改正する 告示第4条の規定による改正前の原生労 働大臣が定める利用者等の数の基準及び		 改 正 後			改	正	前	
看護職員等の員数の基準並びに通所介護	通所サービ	に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から5までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 1 通所型サービス費 (1) 事業対象者、要支援1 1,655単位(1月上つき) (2) 要支援2 3,393単位(1月につき) 注1 旧介護予防通所サービス事業の(総社市日介護予防通所サービスの事業を定める規則(以下「開介護予防通所規則」のが、分によいう。)第4条第1項に規定するに、当時の共変に関連のの事業を表別に関連のの事業を表別に関連のの事業を表別に関連のでは、10所において、10のでは、	10.0	通所サービ	1 (1) 第 (2) 1 市員るいサお所定下定数がの告第一、 (1) でで護るじ位は指定で者 (2) 2 1 市員るいサお所定下定数がの告第一家 2 護護護備() ス, (旧。数看定に下のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	費要 37通道運「条所護護サ行定員サる年に支 単所所営旧第を予予一つす若一基厚よ援 位サけに介1い防防ビたるしビ準生る1 しー 関護項う通通ス場っくに等労改	1,647単位 ボーナアと 所列の合となるの動画 1,647単位 第の準所す同ビ第をそ,職るを示事等規るじス3いれ利員費改第事等規るじス3いれ利員費改第書の定所に通規以所の数額る)大	10.0

	改	正	後	
				定方法」と
				準に該当す
,	る場合は、	同号甲の	規定より	算定する。
0	ı	ナルトンマニト リ	, s = ±	лк=с ∞ гн ∨

- 2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介 護予防通所サービス従業者(旧介護予防 通所規則第4条第1項に規定する従業者 をいう。以下同じ。)が、旧地域告示に 規定する地域に居住している利用者に対 して、通常の事業の実施地域(旧介護予 防通所規則第9条に規定する通常の事業 の実施地域をいう。)を越えて、旧介護 予防通所サービス事業通所介護を行った 場合は、1月につき所定単位数の100分 の5に相当する単位数を所定単位数に加 算する。
- 3 旧基準告示第 18 号に規定する基準に 適合しているものとして市長に届け出た 旧介護予防通所サービス事業所におい て,若年性認知症利用者(介護保険法施 行令(平成10年政令第412号)第2条第 6 号に規定する初老期における認知症に よって要支援者となった者をいう。以下 同じ。)に対して旧介護予防通所サービ ス事業通所介護を行った場合は,若年性 認知症利用者受入加算として,1 月につ き240単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者が旧介護予防通所サービス事業 通所介護以外の第1号通所事業,介護予 防短期入所生活介護,介護予防短期入所 療養介護若しくは介護予防特定施設入居 者生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応型

改 正 前

- の算定方法(平成 12 年厚生省告示第 27 号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。
- 2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介 護予防通所サービス従業者(旧介護予防 通所規則第4条第1項に規定する従業者 をいう。以下同じ。)が,旧地域告示に 規定する地域に居住している利用者に対 して,通常の事業の実施地域(旧介護予 防通所規則第9条に規定する通常の事業 の実施地域をいう。)を越えて,旧介護 予防通所サービス事業通所介護を行った 場合は,1月につき所定単位数の100分 の5に相当する単位数を所定単位数に加 算する。
- 3 旧基準告示第 18 号に規定する基準に 適合しているものとして市長に届け出た 旧介護予防通所サービス事業所におい て,若年性認知症利用者(介護保険法施 行令(平成10年政令第412号)第2条第 6 号に規定する初老期における認知症に よって要支援者となった者をいう。以下 同じ。)に対して旧介護予防通所サービ ス事業通所介護を行った場合は,若年性 認知症利用者受入加算として,1 月につ き240単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者が旧介護予防通所サービス事業 通所介護以外の第1号通所事業,介護予 防短期入所生活介護,介護予防短期入所 療養介護若しくは介護予防特定施設入居 者生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応型

- 共同生活介護を受けている間は,通所型サービス費は算定しない。
- 5 利用者が一の旧介護予防通所サービス 事業所において旧介護予防通所サービス 事業通所介護を受けている間は、当該旧 介護予防通所サービス事業所以外の旧介 護予防通所サービス事業所が旧介護予防 通所サービス事業通所介護を行った場合 に、通所型サービス費は算定しない。
- 6 旧介護予防通所サービス事業所と同一 建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護 予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (1) 事業対象者, 要支援 1 376 単位
- (2) 要支援 2 752 単位

略

- 11 介護職員処遇改善加算
- 注 旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通

改 正 前

- 共同生活介護を受けている間は,通所型サービス費は算定しない。
- 5 利用者が一の旧介護予防通所サービス 事業所において旧介護予防通所サービス 事業通所介護を受けている間は、当該旧 介護予防通所サービス事業所以外の旧介 護予防通所サービス事業所が旧介護予防 通所サービス事業通所介護を行った場合 に、通所型サービス費は算定しない。
- 6 旧介護予防通所サービス事業所と同一 建物に居住する者又は旧介護予防通所サ ービス事業所と同一建物から当該旧介護 予防通所サービス事業所に通う者に対 し、旧介護予防通所サービス事業通所介 護を行った場合は、1月につき次の単位 を所定単位数から減算する。ただし、傷 病により一時的に送迎が必要であると認 められる利用者その他やむを得ない事情 により送迎が必要であると認められる利 用者に対して送迎を行った場合は、この 限りでない。
- (1) 事業対象者, 要支援 1 376 単位
- (2) 要支援 2 752 単位

略

- 11 介護職員処遇改善加算
- 注 旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通

改正後	改正前
所サービス事業通所介護を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3 月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の43	所サービス事業通所介護を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3 月31日までの間((4)及び(5)について は、別に厚生労働大臣が定める期日までの 間),次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加 算を算定している場合においては、次に掲 げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員処遇改善加算(I) 1から10 までにより算定した単位数の1000分の59 に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) 1から10 までにより算定した単位数の1000分の43
に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(III) 1から10 までにより算定した単位数の1000分の23 に相当する単位数 (4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5)介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 12 介護職員等特定処遇改善加算注 基準告示第6号の2の基準(この場合において,同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる	に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) 1から10 までにより算定した単位数の1000分の23 に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3) に より算定した単位数の100分の90に相当 する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3) に より算定した単位数の100分の80に相当 する単位数

	改 正 後			改 正	前	
基準緩和通所サービス	区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 1 通所型サービスA費(所要時間2時間以上3時間未満) (1)事業対象者、要支援1 287単位(1日に	10.0	基準緩和通所サービス	改 正 1 通所型サービスA費(所3時間未満) (1)事業対象者,要支援1つき)	所要時間 2 時間以上	10.0
	つき) (2) 要支援 2 294 単位 (1 日につき) 注 1 緩和通所サービス事業所 (総社市基準 緩和通所サービスの事業の人員,設備及 び運営に関する基準等を定める規則(以 下「緩和通所規則」という。)第 4 条 条 1 項に規定する緩和サービス事業所の いう。以下同じ。)において,緩和通所規則第 3 条に規定する緩和サービス事業通所介護(緩和通所規則第 3 条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護関係の員数が、通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。 2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第 1 号通所事業、介護予防短期入所療養			(2) 要支援 2 292 単位((3) 要支援 2 292 単位((3) 要支援 2 2 292 単位((3) 要支援 2 2 292 単位((3) 要支援 2 2 2 292 単位((3) 要支援 2 2 2 292 世位((3) 要支援 2 2 2 292 世位((3) 要支援 2 2 2 292 世位((3) 要支援 2 292 世位((3) 要与((3) 要	事業所の人員、規則(総員、規則(総員、規則(という)というに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	

介護若しくは介護予防特定施設入居者 生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応 型共同生活介護を受けている間は,通所 型サービスA費は算定しない。

- 3 緩和通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- 4 利用者に対して、その居宅と緩和通所 サービス事業所との間の送迎を行わな い場合は、片道につき 47 単位を所定単 位数から減算する。ただし、3の減算対 象となっている場合は、この限りでな い。

2 介護職員処遇改善加算

注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間((4)

改 正 前

介護若しくは介護予防特定施設入居者 生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応 型共同生活介護を受けている間は,通所 型サービスA費は算定しない。

- 3 緩和通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- 4 利用者に対して、その居宅と緩和通所 サービス事業所との間の送迎を行わな い場合は、片道につき 47 単位を所定単 位数から減算する。ただし、3 の減算対 象となっている場合は、この限りでな い。

2 介護職員処遇改善加算

注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において,同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が,利用者に対し,緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,平成33年3月31日までの間((4)

			4 T ¥	
改 正 後			改 正 前	
及び(5)については、別に厚生労働大臣が			及び(5)については、別に厚生労働大臣が	
定める期日までの間)、次に掲げる単位数			定める期日までの間)、次に掲げる単位数	
を所定単位数に加算する。ただし,次に掲			を所定単位数に加算する。ただし、次に掲	
げるいずれかの加算を算定している場合に			げるいずれかの加算を算定している場合に	
おいては、次に掲げるその他の加算は算定			おいては、次に掲げるその他の加算は算定	
しない。			しない。	
(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1により			(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1により	
算定した単位数の1000分の59に相当する			算定した単位数の1000分の59に相当する	
単位数			単位数	
(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 1により			(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 1により	
算定した単位数の1000分の43に相当する			算定した単位数の1000分の43に相当する	
単位数			単位数	
(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 1により			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により	
算定した単位数の1000分の23に相当する			算定した単位数の1000分の23に相当する	
単位数			単位数	
(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) に			(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3) に	
より算定した単位数の100分の90に相当す			より算定した単位数の100分の90に相当す	
る単位数			る単位数	
(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) に			(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3) に	
より算定した単位数の100分の80に相当す			より算定した単位数の100分の80に相当す	
る単位数			る単位数	
短期集中通 1 通所型サービスC費 <u>440 単位</u> (1 日につ	10.0		1 通所型サービスC費 <u>432 単位</u> (1 日につ	10.0
所サービス き)		所サービス	(き)	
注 1 短期通所サービス事業所(総社市短期			注 1 短期通所サービス事業所(総社市短期	
集中通所サービスの事業の人員,設備及			集中通所サービスの事業の人員,設備及	
び運営に関する基準等を定める規則(以			び運営に関する基準等を定める規則(以	
下「短期通所規則」という。)第4条第			下「短期通所規則」という。)第4条第	
1 項に規定する短期サービス事業所をい			1 項に規定する短期サービス事業所をい	
う。以下同じ。)において,短期通所サ			う。以下同じ。)において,短期通所サ	
ー ービス事業通所介護(短期通所規則第 3			ービス事業通所介護(短期通所規則第 3	
条に規定する短期サービスの事業をい			条に規定する短期サービスの事業をい	
う。以下同じ。)を行った場合に,所定			う。以下同じ。)を行った場合に,所定	
単位数を算定する。ただし、利用者の数			単位数を算定する。ただし,利用者の数	

改 正 後	改 正 前
又は看護職員若しくは作業療法士、理学	又は看護職員若しくは作業療法士,理学
療法士又は介護職員の員数が,通所介護	療法士又は介護職員の員数が,通所介護
費等算定方法第 15 号に規定する基準(こ	費等算定方法第 15 号に規定する基準(こ
の場合において,同号中「看護職員又は	の場合において、同号中「看護職員又は
介護職員」とあるのは「看護職員若しく	介護職員」とあるのは「看護職員若しく
は作業療法士,理学療法士又は介護職員」	は作業療法士,理学療法士又は介護職員」
と読み替えるものとする。)に該当する	と読み替えるものとする。)に該当する
場合は、同号中の規定より算定する。	場合は、同号中の規定より算定する。
2 利用者が短期通所サービス事業通所介	2 利用者が短期通所サービス事業通所介
護以外の第 1 号通所事業,介護予防短期	護以外の第1号通所事業,介護予防短期
入所生活介護,介護予防短期入所療養介	入所生活介護,介護予防短期入所療養介
護若しくは介護予防特定施設入居者生活	護若しくは介護予防特定施設入居者生活
介護又は介護予防小規模多機能型居宅介	介護又は介護予防小規模多機能型居宅介
護若しくは介護予防認知症対応型共同生	護若しくは介護予防認知症対応型共同生
活介護を受けている間は,通所型サービ	活介護を受けている間は、通所型サービ
スC費は算定しない。	スC費は算定しない。
3 利用者が一の短期通所サービス事業所	3 利用者が一の短期通所サービス事業所
において短期通所サービス事業通所介護	において短期通所サービス事業通所介護
を受けている間は, 当該短期通所サービ	を受けている間は、当該短期通所サービ
ス事業所以外の短期通所サービス事業所	ス事業所以外の短期通所サービス事業所
が短期通所サービス事業通所介護を行っ	が短期通所サービス事業通所介護を行っ
た場合に,通所型サービスC費は算定し	た場合に,通所型サービスC費は算定し
ない。	ない。
4 短期通所サービス事業所と同一建物に	4 短期通所サービス事業所と同一建物に
居住する者又は短期通所サービス事業所	居住する者又は短期通所サービス事業所
と同一建物から当該短期通所サービス事	と同一建物から当該短期通所サービス事
業所に通う者に対し、短期通所サービス	業所に通う者に対し、短期通所サービス
事業通所介護を行った場合は,1 日につ	事業通所介護を行った場合は,1 日につ
き 94 単位を所定単位数から減算する。た	き 94 単位を所定単位数から減算する。た
だし、傷病により一時的に送迎が必要で	だし、傷病により一時的に送迎が必要で

あると認められる利用者その他やむを得

ない事情により送迎が必要であると認め

られる利用者に対して送迎を行った場合

あると認められる利用者その他やむを得

ない事情により送迎が必要であると認め

られる利用者に対して送迎を行った場合

	改	正	後			
は,	この限	りでない。	o			_
略					ılL	

別表第2 (第4条関係)

支給限度基準額

利用者		支給限度基準額に係る単位数
要支援認定	要支援1	5,032 単位 (1月につき)
者	要支援2	<u>10,531 単位</u> (1 月につき)
事業対象者		5,032 単位 (1月につき)
		注 退院直後である等の理由により短期
		間集中的に第3条に規定する指定第1号
		事業の利用が必要である等,介護予防ケ
		アマネジメントにより当該単位数を超
		えて当該サービスを利用することが必
		要であると認められる場合は、6 箇月間
		に限り, 1 月につき <u>10, 531 単位</u> とするこ
		とができる。

別表第3 (第6条関係)

介護予防ケアマネジメント費用額(費用単位数,単価)

介護予防ケ	費用単位数	1 単位当
アマネジメ		たりの単
ントの種類		価 (円)
等		
ケアマネジ	<u>431 単位</u> (1 月につき)	10.0
メントA	注 第3条に規定する指定第1号事業の利	
	用を開始する際に、計画を作成した場合	
	に、所定単位数を算定する。ただし、ケア	
	マネジメントCによる計画を作成する必	
	要があり,当該計画に係る介護予防ケアマ	
	ネジメント費を算定する場合又は介護予	
	防サービス計画(法第8条の2第16項に	
	規定する介護予防サービス計画をいい,施	

改 正 前

は,この限りでない。 略

別表第2 (第4条関係)

支給限度基準額

人 相似反巫 4	P10	
利用者		支給限度基準額に係る単位数
要支援認定	要支援1	5,003 単位 (1 月につき)
者	要支援2	<u>10,473 単位</u> (1 月につき)
事業対象者		5,003 単位 (1 月につき)
		注 退院直後である等の理由により短期
		間集中的に第3条に規定する指定第1号
		事業の利用が必要である等,介護予防ケ
		アマネジメントにより当該単位数を超
		えて当該サービスを利用することが必
		要であると認められる場合は、6 箇月間
		に限り, 1 月につき <u>10, 473 単位</u> とするこ
		とができる。

別表第3 (第6条関係)

介護予防ケアマネジメント費用額(費用単位数,単価)

カ 咳 1 炒 / /	、インノン「負用帳(負用平匹数,平皿)	
介護予防ケ	費用単位数	1 単位当
アマネジメ		たりの単
ントの種類		価(円)
等		
ケアマネジ	<u>430 単位</u> (1 月につき)	10.0
メントA	注 第3条に規定する指定第1号事業の利	
	用を開始する際に、計画を作成した場合	
	に、所定単位数を算定する。ただし、ケア	
	マネジメントCによる計画を作成する必	
	要があり,当該計画に係る介護予防ケアマ	
	ネジメント費を算定する場合又は介護予	
	防サービス計画(法第8条の2第 16 項に	
	規定する介護予防サービス計画をいい, 施	

改正後	改正前
行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。 ケアマネジメントC 431単位(1月につき) 注第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。 ケアマネジメントC 430単位(1月につき) 注第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要があり、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。
略 略	略

附 則 この告示は,令和元年10月1日から施行する。